

医療保険福祉審議会 老人保健福祉部会・介護給付費部会 合同部会（第25回）の議事次第

日時：平成12年1月28日(金)17:00～

場所：厚生省7F 特別第1会議室

1 開会

2 支給限度額について

3 その他

4 閉会

## 答 申 書 ( 案 )

平成12年1月24日厚生省発老第10号をもって諮問のあった、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額並びに居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額の制定については、了承する。

なお、今回諮問のあった支給限度額の前提となった「居宅サービスに関する参酌すべき標準」（サービスの標準的な利用例）は、あくまでも典型的なサービス内容を示したものであり、利用者が実際にサービスを選択する際には、利用者の多様な心身や家庭の状況等を踏まえた適切なものとなるよう、十分に周知を図るべきである。

しかしながら、その場合においても、利用者の選択によって、給付の不公平が生じないように、サービスの標準的な利用例によるサービス水準を勘案して介護サービス計画を作成すべきであり、運営基準においてその趣旨を明らかにすることも含め、必要な対応を検討すべきである。



厚生省発老第10号  
平成12年1月24日

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮 問 書

居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額並びに居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額を別添のとおり制定することについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第43条第6項、第44条第7項、第45条第7項、第55条第6項、第56条第7項及び第57条第7項並びに介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第15条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

(別添)

第1 居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額

1. 居宅介護サービス費区分支給限度基準額

(1) 訪問通所サービス区分

訪問通所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額は算定される単位数の合計が、次に掲げる要介護状態区分に応じて、それぞれ次に掲げる単位数に至るまでサービスを受けることができる額とする。

- ① 要介護1 16,580単位
- ② 要介護2 19,480単位
- ③ 要介護3 26,750単位
- ④ 要介護4 30,600単位
- ⑤ 要介護5 35,830単位

(2) 短期入所サービス区分

短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額はサービスの利用日数の合計が、次の表の左欄に掲げる要介護状態区分及び同表の中欄に掲げる短期入所限度額管理期間に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる日数に至るまでサービスを受けることができる額とする。

要介護状態区分	短期入所限度額管理期間	日数
要介護1又は要介護2	6月間	14日
	6月間以外	14日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数 (端数切り上げ)
要介護3又は要介護4	6月間	21日
	6月間以外	21日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数 (端数切り上げ)
要介護5	6月間	42日
	6月間以外	42日に短期入所限度額管理期間を6で除して得た数を乗じて得た日数 (端数切り上げ)

## 2. 居宅支援サービス費区分支給限度基準額

### (1) 訪問通所サービス区分

訪問通所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、算定される単位数の合計が6, 150単位に至るまでサービスを受けることができる額とする。

### (2) 短期入所サービス区分

短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額は、次のとおりとする。

① 短期入所限度額管理期間が6月間の場合：

利用日数の合計が7日に至るまでサービスを受けることができる額

② 短期入所限度額管理期間が6月間以外の場合：

利用日数の合計が7日に短期入所限度額管理期間に係る月数を6で除して得た数を乗じて得た日数（端数切り上げ）に至るまでサービスを受けることができる額

## 第2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額

居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額は、100, 000円とする。

## 第3 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額

居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額は、200, 000円とする。



平成12年1月28日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

答 申 書

平成12年1月24日厚生省発老第10号をもって諮問のあった、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額並びに居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額の制定については、了承する。

なお、今回諮問のあった支給限度額の前提となった「居宅サービスに関する参酌すべき標準」（サービスの標準的な利用例）は、あくまでも典型的なサービス内容を示したものであり、利用者が実際にサービスを選択する際には、利用者の多様な心身や家庭の状況等を踏まえた適切なものとなるよう、十分に周知を図るべきである。

しかしながら、その場合においても、利用者の選択によって、給付の不公平が生じないよう、サービスの標準的な利用例によるサービス水準を勘案して介護サービス計画を作成すべきであり、運営基準においてその趣旨を明らかにすることも含め、必要な対応を検討すべきである。